

保険料納入告知書の保険料額をご確認ください

保険料額を確認していただく際には、①40歳以上65歳未満の被保険者の方には介護保険料が加算されること、②70歳以上の被保険者の方は健康保険料のみの負担となること、③賞与を支給した場合にも保険料の負担が必要となること、などに留意していただきますようお願いいたします。

健康保険料率 ・ ・ 介護保険料あり(11.48%) 介護保険料なし(9.93%)

厚生年金保険料率 ・ ・ 16.766% (本年9月分から変更※)

(※8月に送付しました「平成24年9月分からの厚生年金保険料額表」をご参照願います。)

◆◆◆ 適用関係届等のQ&A ◆◆◆

Q. 3歳未満の子の養育期間にかかる厚生年金保険についての特例措置が受けられなくなった場合は、どのような手続きが必要でしょうか。

A. 3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間標準報酬月額特例を受けている方が、次のいずれかに該当したときは、特例措置を受けられなくなります。

- ・ 3歳未満の子を養育していた方がその子を養育しなくなったとき
- ・ 養育していた3歳未満の子が死亡したとき

特例要件に該当しなくなったときは、「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出が必要になります。

詳しくは、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

◆◆◆ 出張年金相談のご案内 ◆◆◆

<平成24年11月>

年金事務所	日時	会場	予約先	予約先電話番号
木更津	11月28日(水) 10:00~15:00	鴨川市役所 4階会議室	鴨川市役所 市民生活課 国保年金係	04-7093-7839

※お待ちいただく時間を少なくするため、完全予約制(30件)を実施しています。事前に電話で相談の予約をお願いします。予約受付開始は11月1日(木)からとなります。

相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

また、本人以外の方が代理で相談に来られる場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。